

基発0924第7号
雇児発 0924 第8号
平成26年9月24日

公益社団法人全国産業廃棄物連合会 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等
の一部を改正する省令の施行について

日頃から労備行敬の推進に御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年8月20日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する改令（平成26年政令第288号）及び平成26年8月25日に公布されました労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第101号）により、ジメチルー2、2-ジクロロビニルホスフェイト及びジクロロメタンを含む発がんのおそれのある有機溶剤10物質を特定化学物質とし、当該物質を製造し、又は取り扱う作業に従事する労働者の健康障害防止措置として、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等を義務付けました。本改正政省令につきましては、平成26年11月1日より施行することとしており、本改正政省令の施行につき別紙のとおり都道府県労働局長あて指示しております。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、傘下会員事業場等に対し、本改正内容等の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

注) 別紙については省略し、代わりに改正の概要を添付いたしました。(事務局)

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正の概要 ①

改正の趣旨

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)について、国が行う「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価」を行ったところ、リスクが高く規制が必要であるとの結論となったことから、必要な改正を行うもの。

改正の内容

次の物質を措置対象物質に追加。主要な措置は下記のとおり。

物質名	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)
政令	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特定化学物質(第2類物質)に追加 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ①作業主任者の選任、②作業環境測定の実施及び③特殊健康診断の実施の義務付け ◆ 名称等を表示すべき有害物として追加 ◆ 配置転換後の特殊健康診断を行うべき有害な業務に追加 等
省令	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 物質の類型として、「特定化学物質(第2類物質)」のうち、「特定第2類物質」に追加 特化則の適用となる業務を、「成形・加工・包装の業務」に限定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 局所排気装置の設置、容器の使用、貯蔵場所への関係者以外の立ち入り禁止、漏洩の防止、洗淨設備の設置、緊急時の医師による診察・処置、保護具の備付け等の義務付け ◆ 作業主任者は、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の修了者から選任 ◆ 特殊健康診断(配置転換後のものを含む。)の項目を設定 ◆ 作業環境測定結果、健康診断結果、作業記録等の30年保存等の義務付け(=「特別管理物質」に追加) 等

施行期日等

- ・ 平成26年8月20日政令公布、8月25日省令公布
- ・ 平成26年11月1日施行 ※ ただし、一部の規定については必要な経過措置を定める。

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正の概要②

改正の趣旨

発がんのおそれのある有機溶剤について、化学物質のリスク評価検討会において、検討を行ったところ、職業がんの原因となる可能性があることを踏まえ、これらの物質を製造または使用して行う有機溶剤業務を対象として、記録の保存期間の延長等の措置を講じる必要があるとの結論となったことから、必要な改正を行うもの。

改正の内容

次の物質を措置対象物質に追加。主要な措置は下記のとおり。

物質名	クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン
政令	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特定化学物質(第2類物質)に追加 (※これに伴い、有機溶剤から削除。) <ul style="list-style-type: none"> ➢ ①作業主任者の選任、②作業環境測定の実施及び③特殊健康診断の実施の義務付け ◆ ジクロロメタンについて、配置転換後の特殊健康診断を行うべき有害な業務に追加 等 <p>(※) 名称等を表示する義務については、現行、すでに対象となっている。</p>
省令	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 物質の類型として、「特定化学物質(第2類物質)」のうち、「特別有機溶剤等(旧エチルベンゼン等)」に追加特化則の適用となる業務を、「有機溶剤業務」に限定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 容器の使用、有機則に準じた措置等の義務付け、緊急時の医師による診察・処置 ◆ 作業主任者は、有機溶剤作業主任者技能講習の修了者から選任 ◆ 特殊健康診断(ジクロロメタンについては配置転換後のものを含む。)の項目を設定(※) ◆ 作業環境測定結果、健康診断結果、作業記録等の30年保存等の義務付け(=「特別管理物質」に追加) 等

(※)ジクロロメタンについては、配置転換後の特殊健康診断も含め、発がん性に着目した健康診断項目を設定。その他の9物質については、現行の有機則と概ね同様の項目について、常時従事する労働者に対する健康診断の項目を設定。

施行期日等

- ・ 平成26年8月20日政令公布、8月25日省令公布
- ・ 平成26年11月1日施行 ※ ただし、一部の規定については必要な経過措置を定める。